東村山市立大岱小学校　学校いじめ防止基本方針

令和７年４月

１　基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした以下のような取組を講じていく。

（１）いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する児童の理解を深める＞

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、学級指導や道徳科の授業の充実、管理職や主幹教諭による講話、児童会等による主体的な取組への支援を通じて、児童がいじめを絶対に許さないことを常に自覚するように指導する。

＜いじめに関する保護者の理解・協力を深める＞

保護者がいじめについて正しく理解し、学校とともに未然防止・早期発見・早期対応するための取組として保護者会での説明や学校便り等の配布物で啓発活動に取り組む。また、いじめの認知件数がゼロの場合は、いじめの認知漏れがないように確認する。

＜温かな学校風土の醸成＞

日頃から温かな学級・学年・学校づくりに努める。特に、年３回のふれあい（いじめ防止強化月間）を活用し、学校全体に温かな風土の醸成に向けた取り組みを実施することにより、児童一人一人に「いじめを生まない・いじめを許さない心」を育む。

また、児童・卒業生・保護者・地域で作成した「おんた愛ことばかるた」を活用し、温かな学校風土を醸成する。

＜児童の自治力の育成＞

代表委員会児童を中心に、「温かい学校」「いじめのない学校」を自分たちでつくろうとする心と実践力を育てる。

（２）児童たちをいじめから守り、児童のいじめの解決に向けた行動

＜いじめを受けた児童を守る＞

アンケート調査や本人・保護者からの訴えからいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするようにするため、いじめを受けた児童を組織的に守る取組を徹底する。

＜児童の取組を支える＞

「いじめは悪いこと」、「絶対に許されないこと」という雰囲気を学校全体で作る。また、いじめについての情報を教員や保護者に伝えられるようにする。

（３）教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめ総合対策【第二次】上巻」等を用いて正し

くいじめを認知できるように研修に努め、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。また、「ふれあい月間学校シート」を活用してＰＤＣＡサイクルの中で実効性のあるいじめ対策ができるようにする。

また、教育委員会等で行われる「インターネットを通じて行われるいじめを防止するための情報モラル教育」や「ＳＯＳの出し方に関する研修会」に教員を参加させ、確実に校内で伝達講習を行うことで教職員の指導力向上を図る。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

「子ども家庭庁」・「子ども基本法」の意義を保護者・地域で共有し、全児童にとって「こどもまんなか社会」が実現するように、PTA 委員会や学校応援団の会の熟議の際に説明し、協力を得る。

２　学校の組織体制

（１）学校いじめ対策委員会

①構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

②役割

いじめの情報を共有し、万全の対策を講じる。また、いじめの解消を判断する際には、その行為が相当期間止んでいることを検証して子供の状況を総合的に判断する。内容等については、全教職員が共有できるようにする。

③取組内容

・いじめに関する校内研修の計画・実施【６月・１１月・２月】
・「児童理解に関する情報交換」の実施【毎週水曜日】
・「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議等の開催【５月・９月・１月】
・「いじめに関する授業」の実施に関する計画・実施【６月・１１月・２月】
・児童会等による取組への支援【６月・１１月・２月】
・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【６月・１１月・２月】
・いじめ対策委員会の実施【月１回】
・学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間２回程度】
・被害の児童・保護者に対するケア。加害の児童に対する組織的・継続的な観察、指導等【随時】

（２）学校サポートチームの設置

①構成（役職等）

学校運営協議会委員・青少対第五地区役員・PTA 役員

②取組内容

地域での児童に関する情報を収集し、共有する。また、年に数回、地域と学校の取組の共有化を推進する。

３　具体的な取組

（１）未然防止のための取組

・自尊感情・自己肯定感を高める道徳教育・人権教育の充実
・「ＳＮＳ東京ノート」等を活用してインターネットを通じて行われるいじめについて考える情報モラル教育の推進
・「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進と相談に応じられる体制の構築
・「教室のやくそく」等、学校のルールの教室掲示・指導による授業規律の共通化
・授業のユニバーサルデザイン化による個に応じた指導の実施
・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
・いじめの定義を限定せず正しく認知するためのいじめに関する校内研修の実施（うち１回は「重大事態」の定義の理解）
・「児童理解に関する情報交換」の実施
・いじめ撲滅に向けた児童会等の取組の活性化
・いじめ防止に関する年間計画の作成
・学校いじめ対策委員会と学校サポートチームによる、いじめを見逃さない体制づくりの推進
・「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページ掲載

（２）早期発見のための取組

・教員やスクールカウンセラーによる児童（５年生）との全員面接
・出欠確認時の観察及び声掛け
・教職員間による情報の共有
・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
・学校だよりや保護者会等の積極的な活用によるいじめ等に関する情報の早期把握
・定期的な外部相談機関の周知・活用法の指導
・保護者面談の実施
・児童館や児童クラブ等の連携による情報共有
・「東村山不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」の活用

（３）早期対応のための取組

①初期対応の取組

・事実の確認と記録の徹底（本人・友達・保護者など）
・「いじめ対策委員会」での状況分析と対策の具体化
・児童理解に関する情報交換での情報共有
・インターネットを通じて行われたいじめへの迅速な対応

②被害児童への取組

・安心して登校できる環境の確保
・保護者との情報共有及び支援・助言
・全職員による見守りの徹底
・いじめの再発を防止する継続的な対応

③加害児童への取組

・継続的な観察と指導の実施
・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
・保護者への連絡と協力の要請

④周囲の児童への取組

・「いじめは絶対許されない」ことの徹底
・いじめを伝えた児童の安全確保

⑤その他

・いじめに係る行為が止んでから３カ月程度の経過観察・事後指導
・保護者会の実施
・「学校サポートチーム」を中心とした地域見回り活動の強化

（４）重大事態への対処

・東村山市教育委員会への報告と連携
・東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携
・被害の児童に対して、緊急避難措置等についての検討・実施、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底
・加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討・実施

４　研修体制

・児童理解研修等、いじめの未然防止・情報共有に関する研修
・道徳授業地区公開講座等でいじめに関する授業を積極的に実施
・自尊感情や自己肯定感を高めるための研修（人権意識の向上とともに）
・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修
・教師の人権意識・人権感覚向上を目指した人権課題「ハンセン病・HIV 感染症等」についての研修
（東村山夢と希望プロジェクト発行著書「のりこおかあさん」の活用、国立ハンセン病資料館見学等）

５　検証方法と時期

（１）検証方法

①学校評価アンケート（保護者・教員・児童）の実施

アンケートの結果を分析し、いじめ防止に関する早期発見や対応が適切であったかを検証する。

②学校運営協議会の開催

アンケートの結果や普段の取り組みについて説明し、修正すべきことや新たな方策等についての意見をいただき、学校いじめ防止基本方針の改善に努める。

③学校いじめ対策委員会の開催

アンケートの結果や学校運営協議会委員からの意見を基にして評価・検証を行い、次年度の取り組みについて具体的に検討する。

（２）検証時期

①学校評価アンケートの実施　７月・１月

②学校運営協議会　４月・５月・９月・１月

③学校いじめ対策委員会　「いじめ実態調査」終了後、学校運営協議会後、学年末（３月）